

12/11 未来投資会議 構造改革徹底推進会合
「企業関連制度・産業構造改革・イノベーション」会合
(規制) (第2回)

(開催要領)

1. 開催日時：2017年12月11日(月) 7:58~9:31
2. 場 所：中央省庁合同庁舎第8号館8階特別中会議室
3. 出席者：
 - 越智 隆雄 内閣府副大臣

 - 小林 喜光 公益社団法人経済同友会代表幹事

 - 石原 伸志 東海大学海洋学部教授
 - 黒川 毅 日本機械輸出組合 国際貿易円滑化委員会委員長
 - 栄森 秀一 国際フレイトフォワードーズ協会 渉外部長
 - 村瀬 千里 外国船舶協会 専務理事

 - 日下部 真治 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー
 - 福田 剛久 田辺総合法律事務所 パートナー
 - 山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科教授

(議事次第)

1. 開会
2. 事務局説明(Doing Business2018による日本の評価)
3. 第一部 一貿易手続等の全体最適化
4. 第二部 一裁判手続等のIT化
5. 閉会

(配布資料)

- 資料1 : 事務局提出資料(Doing Businessにおける日本の評価)
 - 資料2 : 事務局提出資料(貿易手続等の全体最適化)
 - 資料3 : 日本機械輸出組合提出資料
 - 資料4 : 国土交通省提出資料
 - 資料5 : 事務局提出資料(裁判手続等のIT化)
-

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 それでは、おそろいでございますので、始めさせていただきます。

ただいまから「未来投資会議構造改革徹底推進会合『企業関連制度・産業構造改革・イノベーション』会合（規制）（第2回）」会合を開会いたします。

御多忙の中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

本日は越智副大臣に御出席いただいておりますので、まず御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○越智副大臣 皆様、おはようございます。月曜日の朝早くからこうしてお集まりいただきまして、心から感謝を申し上げます。

アベノミクスは、これまで「できるはずがない」と思われてきました改革を実現してまいりました。第4次安倍政権においては、アベノミクスをさらに進化させて、そして、生産性革命を実現する必要があると私たちは考えているところであります。

そういう中で、事業環境をめぐる国際的な競争が激化する中、我が国が勝ち抜くには、事業者にとってビジネスが行いやすい環境を整えていくことが急務だというのが基本認識でございます。

事業環境を評価する国際的な指標として、世界銀行発行のDoing Business報告書というのがあります。本報告書によりますと、諸外国に比べると我が国が十分に国際競争力を発揮できているとは言えない分野がありまして、今回の評価をきっかけにして、我が国の事業環境について改めて考えていただきたいと思っております。

本日は、日本経済再生事務局において先行的に取り組んでいる輸出入の全体最適化及び裁判手続のIT化について御報告をいただきたいと思っております。我が国の生産性や国際競争力の向上につなげていくべく、御出席の皆様から忌憚のない御意見を聞かせていただければ大変幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

それでは、議論を開始させていただきます。

本日は、前半、後半の入れかえ制で議事を進めさせていただきます。第一部は「貿易手続の全体最適化」について、第二部が「裁判手続のIT化」でございます。時間も限られておりますので、失礼ながら、出席者の御紹介はお手元の座席表でかえさせていただきます。

まず、第一部でございます。

初めに、事務局から貿易手続の全体最適化協議会の議論の中身、内容の報告

をいたしまして、その後、同協議会の石原座長からのコメントをいただきます。その後、貿易手続等の全体最適化に係る課題について、黒川委員、栄森渉外部長、村瀬委員、国土交通省から御説明いただきます。その後、関係省庁からコメントをいただきます。

それでは、事務局から御報告いたします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 お手元の資料2をごらんください。「貿易手続等の全体最適化に向けて」でございます。資料をおめくりいただきまして、2ページ目をごらんください。世界銀行のDoing Businessのランキングにおきまして、輸出入の手続というのはOECD35カ国中26位でございます、ここに記載されておりますように、時間が長い、コストがかかるというところがその要因になってございます。

飛んでいただきまして、4ページ目、夏から貿易手続の協議会を立ち上げて検討をさせていただいているところでございます。

ちょっと飛んで恐縮ですが、7ページ目をごらんください。輸出入のフロー全体でございます。空で輸出するか、海で輸出するか、2つしかございませんで、海ですと、コンテナ船が31兆円、専用船が19兆円、航空貨物が20兆円、大体こういうボリュームでございます、このうちコンテナ船を中心に、今、議論をさせていただいているところでございます。

9ページ目をごらんください。コンテナの取り扱い量は、今、伸びておりまして、かつて10位以内に入っていた日本の港が今は圏外に出て、日本は横ばい、世界は伸びているという状況にございます。

10ページ目をごらんください。こういう中で、上海、シンガポール、釜山、ロッテルダムといった海外の大型の港と日本の港の取り扱い量は相当違う状況になってございます。さらに、トランシップという積みかえの割合を見ましても、日本は少ない中、単位面積当たりのコンテナ取り扱い量が非常に多いというのが日本の港の特徴になってございます。

11ページ目をごらんください。こういう中で、東京港におきましては特に渋滞が発生をしているというところが大きな課題になってございます。

13ページ目をごらんください。輸出の一般的な流れを整理させていただいたものでございます。輸出者から通関事業者、フォワーダー、税関、コンテナヤードに入りまして、ターミナルオペレーター、港湾運送事業者がいて、船会社、そして輸出という形になってございます。こういう中で、貨物ステータスの共有のところですか、ゲートの渋滞、オープン時間の問題、また、コンテナヤードのカットルールに基づく問題、あと、輸出入共通の課題としまして、コンテナの多段積みですとか、フリータイムによる貨物の滞留、こういったところ

がございます。

14ページ目をごらんください。協議会におきましては、ここで記載させていただいているような論点について御議論いただいております。

さらに15ページ目をごらんください。協議会で御指摘いただいておりますのが、海上の貨物につきましてはコンテナヤードカットタイムの短縮ができないかという御議論。また、港湾の混雑緩和に取り組めないか。また、情報伝達・共有の電子化を推進することができないか。また、新たな規制としまして、コンテナの総重量検査についてどう考えるのか。その他、所要時間の短縮の方策があるのではないかといった論点。加えまして、航空貨物につきましては爆発物検査の規制がございますので、これをどうするかという論点を御議論いただきました。

事務局からは以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

続きまして、貿易手続等の全体最適化協議会の石原座長からコメントをお願いいたします。

○石原東海大学教授（貿易手続等に係る官民協議会座長） 先ほど事務局から貿易手続の全体最適化の中で、リードタイムの短縮及び港湾の混雑緩和等、論点に関する御説明がございました。その中でも、特に欧米向け貨物に関しまして、現在、本船入港の72時間前に設定されておりますCYカットの時間を短縮できないか、それから、京浜港のコンテナ・ターミナルでのトラックの待機時間、混雑緩和の解消を図るべく、現在、検討しているところでございます。

これらの問題は、いずれも物流業者に大きな負担を強いることとなります。そこで、これらの問題を解決するためには、NACCS等のITシステム、AI、IoT等を最大活用することで全体最適化を図ることができればと考えているところでございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

続きまして、貿易手続等の全体最適化に関する課題につきまして、まず、同協議会の委員でいらっしゃいます日本機械輸出組合の国際貿易円滑化委員会の委員長であります黒川様、お願いいたします。

○黒川日本機械輸出組合国際貿易円滑化委員会委員長 おはようございます。日本機械輸出組合国際貿易円滑化委員会の黒川でございます。よろしく願います。

お手元の資料3に基づいて御説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、まず、日本機械輸出組合の概要の御紹介です。1952年12月、輸出入取引法に基づき、輸出の秩序確立、機械輸出貿易の健全な発展等を目的に設立されました非営利団体です。現在は、通商政策全般に対する業界意見の取りまとめ及び提言活動を実施しております。

会員企業は、(2)にございます機械、電機・電子メーカー、商社、エンジニアリング会社等、約240社が参加しております業界団体です。

私が委員長を務めています国際貿易円滑化委員会ですが、貿易手続の円滑化並びにセキュリティーにかかわる物流課題等を議論し、関係省庁への提言等を行っております。

ページをおめくりいただきまして、貿易を取り巻く環境の変化ということで荷主として捉えている動きでございます。国内の動きということであると、労働人口の減少ですとか働き方改革、あるいは生産性向上に向けたAI、ビッグデータ、IoTの活用等、これらは一般の経済活動の中で言われている話です。その下2つ、貿易に特化した話になりますと、今年10月から輸出入申告における申告官署自由化に伴う制度改正が行われています。さらに、今回の会議でも議論いただいております国際コンテナ戦略港湾施策の深化といった動きもございます。

「2. 海外の動き」です。アメリカにおきましては、複数省庁にまたがる書類手続、あるいは電子データ窓口の一元化ということで、貿易手続の簡素化が進んでいます。欧州においてはUCCとい新関税法が施行されていまして、欧米においてはこうした貿易手続における簡素化がかなり進化している状況です。一方、アメリカ、欧州を中心に、先ほど航空貨物に関するお話がありましたが、セキュリティーの強化も行われていますので、簡素化とセキュリティーの強化をどう両立させるかが荷主にとっての課題とっております。空港・港湾のインフラは高度化の整備がかなり進んでいまして、それぞれの港・空港等でいろいろな設備が高度化されています。

ページをおめくりいただきまして、荷主から見た物流課題を大きく4つ挙げています。

1つ目は、今回、議論の争点になっております海上貨物輸送に絡む点で、渋滞問題、あるいはCYカットのルール、インフラ等でございます。航空貨物に関しましては、セキュリティーに対する対応。海上・航空両方に絡む問題としましては、国内運送で、新聞紙上でも取り上げられていますドライバー不足にどう対応するかも大きな課題です。さらに、この1～3をつかさどる運用基盤として、貿易プラットフォームをどう見直していくかも荷主としては大きな課題と認識しております。

ページをおめくりいただきまして、その中の一例としてCYカットのルールの

件を御説明させていただきます。このページは、現状のCYカットルールが旧来に比べてどう変わったかということ、導入後、導入前という形で図示しています。一番下の導入前ですが、通常、CYへのコンテナ貨物の搬入というのは、船が入港する前日までにCYに持ち込めばいいというのが従来のルールです。それが2001年の米国同時多発テロを契機に、アメリカが24時間ルールを設定したことで、そのルールに対応するためにリードタイムが延長になっているのが上の導入後という図になります。従来の入港日1日前から入港日3日前までにCYに搬入しなければいけないということで、現在も荷主は対応しています。その結果、この2日間貨物をCYに滞留させておかなければいけないという経済的ロスが発生しているというのが現状の課題です。

ページをおめくりいただきまして、では、どのくらいその影響があるかということで、1の「(1) リードタイム延長に伴うコンテナ貨物滞留」です。2016年度の米国向け海上コンテナ貨物の年間輸出額は、今、約6兆円という実績が出ています。単純平均で1日あたりを見ますと、約240億の貨物がコンテナヤードで滞留しているという状況で、経済的ロスが発生しているのが現状です。

(2)は、特に荷主としての影響ではないのですが、現在、欧米への海上貨物輸送は直行便に加え、アジア港を経由してトランシップという形で貨物を運ぶケースがございます。日本から米国向けあるいは欧州向けですと、このトランシップを経由して運ぶことによって、実は総航路日数が短くなるという事例も出ております。その結果、今、我が国は、国土交通省さんが進められています国際コンテナ戦略港湾における貨物の集荷等の政策への影響も出てくるのではないかという懸念がございます。

「2. CYカット日短縮の解決(案)」は荷主からの提案です。現状、船主協会さん、外船協さんより、CYカット72時間を前倒しの検討にあたり、前提条件づくりの御提案はいろいろいただいております。それとは別に、他国で実施しております貨物と情報を分離することによってCYカット日をさらに短縮できることができないか、というのがこちらの図になります。情報は3日前には出すけれど、貨物は入港1日前に入れるという形がとれないか。こちらのほうはオペレーション上の問題もあるかもしれませんが、対応の御検討をお願いしたいというのが荷主からの御提案でございます。

最後7ページ目です。CYカットに関してはあくまでも一事例ということでのお話です。荷主からすると、全体最適なグランドデザインを今まさにここで作り上げないと、中長期的に見て他国との競争に打ち勝てないと思っています。そのためには、今、デジタル革新時代と呼ばれている中で、それに対応した貿易手続を実現するオペレーションあるいはインフラ制度、商習慣といったものを見直す時期ではないかと思っていますので、この官民協議会を通じて、その

実現に向けてぜひ検討を進めていただければと思います。

私からは以上です。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

続きまして、同協議会に参加いただいておりますフォワーダーズ協会の栄森渉外部長からお願いいたします。

○栄森国際フレイトフォワーダーズ協会渉外部長 栄森と申します。よろしくお願ひします。

まず、一般社団法人国際フレイトフォワーダーズ協会について簡単に御紹介させていただきます。英文名をJapan International Freight Forwarders Association Inc.と言ひ、頭文字を取り、JIFFAと称しておひります。利用運送業者は、各種輸送手段を組み合わせ、国際複合輸送を提供しておひり、JIFFAは、国際複合輸送業者の共通の問題を取り上げるために1981年に設立し、業界の発展と公益に貢献することを基本理念に活動し、現在に至っておひります。現在、会員数は500社を超え、取り扱ひ実績は平成28年度1億1,000万トンを超えておひります。

それでは、貿易手続等の全体最適化に係る問題についてJIFFAとして意見を述べさせていただきます。

まず、CYカットタイムの短縮ですが、フォワーダーとして本件に係るケースは、いわゆるNVOCC、非船舶運航業者としてハウスB/Lを発行する場合は、24時間ルールへの対応が各国から求められておひりますが、米国向け以外は現状ではハウスB/L情報を求められておひりませんので、船社が対応可能であればJIFFAとしては問題ありません。ただ、米国向けに関しては、現状では入港3日前のCYカットにせざるを得ません。その理由は、ハウスB/L情報の提供がNVOCCに課されており、船社より米国税関に送信するマスターB/L情報とNVOCCより送信するハウスB/L情報が船積み24時間前にマッチングする必要があります。マッチングしない場合は不積みとなってしまうので、不積み回避のために、入港3日前のCYカットであれば不積み指示が出た場合でも情報の訂正が可能です。仮に情報のカットを現状のままとし、コンテナ搬入のカットを入港1日前もしくは2日前にするという情報と貨物の分離も理論上可能ですが、現在はコンテナ番号、シール番号が空コンテナピック後でないとうからないことと、コンテナ積みを実際に終了しないと船積み明細が確定しないことが問題となります。

次に、港湾の渋滞緩和ですが、渋滞の原因はゲートの稼働時間の短さとトラックの受け付けがゲートオープン時並びにゲート受け付け終了時間に集中することだと考えておひります。

対応策としては3点御提案させていただきます。

1、ターミナルの1カ所集中を回避するために、別の時間に空コンテナデポを設置し、別管理にする。

2、ゲートオープン時間の延長。

3、搬入の事前予約システムを導入し、並ばずに入れる優先レーンの設置やオーバーブッキングの場合は時間外の予約を受け付けることにより作業の平準化が可能となると考えます。

JIFFAからの課題認識は以上です。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

続きまして、外国船舶協会の村瀬専務理事からお願いいたします。

○村瀬外国船舶協会専務理事 私、外国船舶協会専務理事の村瀬でございます。よろしく申し上げます。

簡単に協会の概略を紹介させていただきます。

私どもは任意の非営利団体として、1951年、前身の外国船舶委員会として発足しております。構成会員ですが、現在、外国籍の海運会社19社で成っております。きょうはその19社の代弁者としてこの場に出席しております。

まず、貿易手続の最適化を推進する上での問題点と提案。協会でいろいろ議論されておりますが、私どもとしては3点問題提起と提案をさせていただきます。

まず1点、電子化の問題です。船会社に対する荷主さんのスペースの予約受け付け。航空会社でもほかの業界でもそうですけれども、今、ほとんどインターネットを使って電子データで予約受け付けします。ところが、私どもの業界では全体を100として10%しか電子化されていない。90%がまだマニュアルです。電話、あとエクセルファイルとか。外地においては90%、日本は非常におくれています。この背景にはいろいろな問題があるのですけれども、我々としては、荷主様、フォワーダーさんをお願いして、少しでも電子化を進めることによって全体の最適化が推進されるという提案をしております。

2点目、ターミナルの混雑の緩和策です。これは国交省さんからもいろいろ提案があります。プラス、私どもとしては、中期的、長期的にモーダルシフトを推進すればどうかと。モーダルシフトというのは、トラックから鉄道。過去にも何度も議論されてほとんど実現しておりません。ここをもう一度腰を据えてやり直すべきなのかなと。同時に、環境問題あるいは運転士の不足も解決するというところで提案させていただいております。

3番目は、今、いろいろ白熱した議論が行われているCYカットの短縮化です。

私ども海運会社としてはこれは可能です。3日から2日にすることは基本的には可能なのです。問題は何かというと、荷主さん、フォワーダーさんからいただく書類も、アメリカ税関に届け出す書類は船会社のシステムを通してやることになっているのですが、この書類に不備がある。この書類もまだマニュアルで提出されるお客さんもいる。電子化が85%しかしていない。送られたデータは不備が非常に多いということで、修正作業、確認作業に丸一日かかっている状態です。この時間を短縮できれば一日早くできるわけです。ということで、逆に私どもが荷主様、フォワーダーさんをお願いしているのは、まず書類の正確さ及び提出日時の厳守。あとは電子化ですね。いわゆる提出の方法です。これをNACCSなりを使って全て100%電子的なデータで送っていただくのであれば、これは可能だということで提案しております。

以上です。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

続きまして、関係省庁からお願いいたします。

まず、国土交通省の菊地港湾局長からお願いします。

○菊地国土交通省港湾局長 港湾局長でございます。資料4で港湾の渋滞対策について御説明をさせていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきたいと思っております。先ほども日本機械輸出組合さんからお話がありましたが、国交省港湾局では国際コンテナ戦略港湾政策を推進しております。これは、我が国の物流のかなりの部分を担っております欧米の基幹航路が特にここ数年減少傾向にあるということで、これを何とか維持・拡大していこうということで、国際コンテナ戦略港湾として、京浜港と阪神港の2カ所にあらゆる施策・資源を集中し、この航路を拡大しようとするものであります。

具体的な施策といたしましては、戦略港湾へ貨物を集めてくる集荷施策、港湾の背後で貨物をつくり出していく創貨施策、そして港の競争力を強化するという3本柱で取り組んでいるところであります。特に今回議論になっておりますターミナルの生産性あるいは渋滞緩和といったものは、この競争力強化の施策の中で取り組んでいるところであります。

2ページ目をごらんいただきたいと思っております。今回のコンテナの搬出入作業での渋滞の原因について整理をしたものであります。コンテナターミナルでのコンテナ搬出入作業における渋滞の原因としては、主にヤードの中での荷役の問題とゲート処理での問題の2つに分けられるかなと思っております。ヤード内の問題については、ターミナルの蔵置容量、具体的にはスペースが非常に狭いとい

う物理的な問題、あるいは船内荷役とヤードの荷役が錯綜する。さらに、ヤードの蔵置計画が必ずしも効率的になっていないといった項目に分類されると思います。ゲート処理については、ゲート処理能力そのものが不足しているということでもあります。それぞれにさまざまな解決策が考えられるかと思えますけれども、ハード的な対策あるいはソフト的な対策も考えられるところでもあります。

3 ページ目をごらんいただきたいと思います。具体的なイメージをつかんでいただきたいと思ひまして、この3 ページの資料をつくっております。コンテナターミナルの渋滞の主としてハード面での解決策として我々が取り組んでおりますのは、まず、物理的なスペースが海外の港湾に比べて非常に狭いところがありますので、ターミナルの容量そのものを拡大する施策を進めております。

この写真は、横浜港の南本牧におけます今のコンテナターミナルの整備状況であります。

その下は、東京港の大井ふ頭で、日本郵船のターミナルで動かしているものですが、コンテナを立体的に格納することで、コンテナの引き取りに対する時間を大幅に短縮するような施設整備を行っています。

右側は、荷役の効率を上げようということで、コンテナを2個づりするようなクレーンの導入、あるいはターミナルのゲートの処理能力を上げるということで、もちろんゲートの増設はそうなのですが、ゲートの前で全ての車両を一旦集中して受けるといった集中管理ゲートを事前に設ける。これは名古屋で行っている取り組みでありますけれども、このような取り組みを含めてハード的な対策を実施しているところでもあります。

しかしながら、見ていただいてわかるとおり、これは半年とか1年という時間軸ではなかなか難しい部分もございます、数年という単位の間がかかるような取り組みになっておるところであります。

4 ページをごらんいただきたいと思います。ソフト面での対策として、これは横浜港で実際に行っている対策の事業をお示したものであります。横浜港ではICT技術を活用してゲート処理の効率化の実証事業を昨年度から実施しております。これまでは人が車両情報とコンテナ情報を確認してゲートに搬入しているわけでありまして。セキュリティーとかいろいろな問題がございますのでこのようにしておりますけれども、あらかじめ車両情報とコンテナ情報を登録しておくことで実際に早く入れようと。あるいはETCと連動させることでスムーズに搬入してこられるといったものを実施しておるところであります。

さらに5 ページを見ていただきたいと思います。このような我が国の取り組みに加えまして、海外ではコンテナターミナルを自動化することで少しでも効率化していこうという取り組みも進んでいるわけでありまして。

6 ページをちょっとごらんいただきたいと思います。海外での自動化あるいは遠隔操作化というのは、どうしても全体の効率を最適化するところまで至っていないのが今の状況であります。

7 ページでございますが、このようなことを踏まえまして、我々のほうでは、特にコンテナターミナルにAIの技術を導入いたしまして、我が国は今、ガントリークレーンのオペレーターの能力なども世界で最高水準の能力を有しておりますので、こうしたガントリークレーンのオペレーターの能力、そしてコンテナターミナルでのオペレーションの最適化を自立的に向上させていくようなAIを活用したコンテナターミナルの実現に向けて今後取り組んでいきたいと考えております。

港湾からは以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

続きまして、財務省の岸本審議官からお願いいたします。

○岸本財務省大臣官房審議官 財務省でございます。

貿易の円滑化の推進は非常に重要なことだと財務省としても受けとめております。税関を所管する立場から、この貿易円滑化の推進に加え、先ほどございましたテロ対策や麻薬の密輸の防止といった安全・安心な社会の実現、適正・公平な課税の3つの観点を中心に私どもとして取り組みを進めているところでございます。

これまでも財務省関税局といたしましては、輸出入者をはじめ、貿易関連事業者の声を聞きながら貿易円滑化の推進に取り組んできたところでございます。具体的には、輸入貨物に係る予備審査制の導入、あるいは輸出貨物に係る保税搬入原則の撤廃といった通関手続を迅速・円滑に行うようにすること。それから、関係省庁と連携いたしまして、NACCSを通じた手続を電子化すること。それから、国際物流におけるセキュリティー確保と貿易円滑化の両立を図るという国際的な制度でありますAEO制度を我が国においても導入して拡大していくこと。それから、輸出入申告を24時間可能にすること。こういったことに取り組んでまいりました。

その結果、現在におきましては、輸出入申告の99%は電子的に処理されております。通関手続に要する時間も過去と比較して大幅に短縮されております。また、本年10月8日からは輸出入申告官署の自由化を導入するなど、民間からの御意見、御要望を踏まえながら、さまざまな貿易円滑化策を講じてきたところでございます。

2019年にはラグビーワールドカップ、2020年には東京オリンピック・パラリ

ンピックが開催されるなど、今後も多くの人と物が日本を往来することが予想されますので、テロ対策などの水際取り締まりとのバランスに留意しながら、引き続き貿易円滑化の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

続きまして、経産省の小林審議官、お願いします。

○小林経済産業省大臣官房審議官 経済産業省貿易局審議官の小林です。

ただいま事務局、国交省、民間の皆様から御説明がありましたとおり、官民協議会におきまして、海上貨物輸送に関してCYカットタイムの短縮、港湾の混雑解消、情報伝達共有の電子化の推進などについて指摘があり、活発に議論をしているところでございます。経済産業省といたしましても、貿易手続の全体最適化の実現に向けて電子化の推進が重要と認識しております。

既に財務省がNACCSによる輸出入手続の電子化を推進しておりますが、経済産業省といたしましては、NACCSを通じて外為法関連手続の電子化を実施しており、現在、日本の輸出入申告の約99%がNACCSによって処理されております。引き続き、貿易プラットフォームの基盤確立による関係者間での業務情報の連携強化を図るなど、関係省庁・企業と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

続きまして、小瀬審議官、お願いします。

○小瀬経済産業省大臣官房審議官 経済産業省商務サービスグループです。

我が国企業の競争力を高めるためには、海外市場を含め、サービスサプライチェーン全体最適化に向け、貿易手続のさらなる円滑化を図っていくことが必要だと考えています。

NACCSに代表される行政側の手続だけでなく、多くの事業者が介在する民間側の手続について効率化・迅速化を進めていくことが重要だと考えています。そのためには、民間側の取引において新技術の活用を含めたITの活用やデータ連携を一層促すことが重要であります。こうしたことが民間委員から御提案のあったCYカットタイムの短縮化などにもつながっていくと考えております。

貿易手続に関する多くの中小企業が活用しやすい貿易情報プラットフォームの実現に向けて、経済産業省としても、引き続き、民間、有識者、関係省庁と議論し、取り組んでいきたいと考えております。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

それでは、IT戦略室の神成副政府CIO、お願いいたします。

○神成内閣官房IT室副政府CIO 神成でございます。

現在、私ども内閣官房のIT総合戦略室は、官民データ活用基本法等を踏まえ、データのオープン化や手続のオンライン化を推進しているところでございます。先ほど国土交通省様から御説明いただきましたように、次世代の港湾を目指し、72時間問題だけに対応するのではなくて、データの利活用を進めていくことが必要かと思えます。

そのために、今、私どもは港湾局様と議論を進めており、どこにどういう情報があり、それをどのように活用するかという点について、さらなる掘り下げが必要だという認識を持っております。

また、先ほどのご意見の中で、紙をどのように減らしていくのかという点が出ておりましたが、単純に紙を完全に撤廃しようとする、非常にコストがかかります。AIの技術を用いて、紙に書かれたデータを電子化するというアプローチもあります。このような技術を活用することによって、一元的な電子化ではなく、既存のインフラ等もうまく使いながら、様々な技術の適用を図る事が重要かと考えております。引き続き、関係各省と連携をさせていただき、進めて参りたいと考えております。

以上です。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

以上、民間の方々、それから関係省庁の方々からのコメントをいただきましたので、ここから自由討議に移りたいと思えます。

どなたからでも御自由にお願いできればと思えます。

では、小林会長。

○小林会長 先ほど村瀬さんから、日本では船スペース予約のIT化がまだ10%ぐらいにとどまっているとの御指摘がありました。私が知る限り、国税庁のe-Taxは中小企業や個人もかなり入っているのに利用率が50~60%ぐらいに到達しているのですが、なぜこの業界は10%どまりなのでしょう。大手物流会社ももちろんいるのでしょうか。中小の貿易関連企業がいまだにファックスだとか、そういう手作業の世界にいるということなのでしょう。この辺をどうすれば早急にIT化できるのか、その先のIoTだとか、ビッグデータ対応のためのソフトウェア化なども含めて、御意見をお伺いしたいのですが。

○村瀬外国船舶協会専務理事　私も荷主さんの立場から考えなければいけないのですが、船会社は各自それなりのシステムを持っております。いわゆるe-Bookingと言うのですが、航空会社もそうですけれども、そういうシステムを個々に持っております。それを御利用いただいてbooking、いわゆるスペースの予約をしていただければいいのですが、ほとんどの荷主さんが使いたくない、ファックスのほうが楽だと。エクセルファイルに必要事項を入れて添付ファイルで送ってくる、それを船会社がまた入力し直すという形が多くて、そのエクセルファイルというのはそれぞれの荷主さんが独自につくられたものらしいのです。だから、ある荷主さんは自分のところのフォーマットがある、ある荷主さんもフォーマットがある、それを変えたくないということで、お願いはしておるのですが、外船さんでも1社だけほぼ100%近く実施している会社があります。そこはやり方がちょっと違うのですが、非常にドラスティックなやり方で、とにかくそれをやらないとbookingを受けませんよということで、半強制的にやっている船会社があるのですが、残念ながらそれ以外は。これは邦船さんも含めてでしょうけれども、お客さんに嫌だと言われると、どうしても、じゃあ、わかりましたと。

この業界、船会社は、今、立場が非常に弱いというのもあるのです。お願いはするのですが、やっけていただけていない。あくまでもお願いベースですので強制はできない。弱い立場にあるということもありまして、なかなか浸透していかない。船会社もそれぞれ違うシステムがありますけれども、今、NACCSさんのほうでもbookingのシステムを導入されたようですし、そういう形で第三者のそういうシステムなら恐らく統一フォーマットで入力できるはずですから、そういうことも含めて、今後さらに船会社としてお願いしていきたい。この協議会を通じて、荷主さんもフォワーダーさんもいらっしゃるので、その辺を御理解いただいて、内部でも御協力いただけるように確認する方向で提案していきたいと思っております。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長　ありがとうございます。

今の点について事務局から確認でございます。

日機輸さんのほうは、まさに3日前というのを2日前に短縮できないかということで、恐らく、船主協会とかフォワーダーさんの関連からいくと、正確な情報が来ていれば、かつ電子化されていれば、そこは可能なのだけれども、現状はなかなかそうならない。したがって、そのチェックに時間がかかっている。チェックで間違いがあると船積みできないとか出航できないという問題があって、結局、そのリスクを誰がどう負うのかということだと思っております。

関係省庁のほうからも、NACCSがあるよという話がありましたし、NACCSを実際に活用してする方法はあるなという話がありました。日機輸さんのほうで、恐らく荷主のほうはいろいろな方々が今のお話にもありましたけれども、全ての荷主の方々がそこら辺の正確な情報を。まさに貨物と情報を分離するというのであれば、3日前に正確な情報を出して、それで電子化もするというのを全ての荷主がやると解決すると思うのですけれども、それはどのぐらいの時間、あるいはどういうことをやればそれが可能なのでしょうか。

それと、経産省にお聞きしたいのですけれども、商務流通の観点から、まさに荷主の取り組みを行政としてどういうふうに進めていくことができるか。その点を御回答いただきたいと思います。

○黒川日本機械輸出組合国際貿易円滑化委員会委員長 では、私から今の御質問にお答えさせていただきます。

日本機械輸出組合は、先ほど御紹介させていただきましたように、240社という企業が組合員として登録されています。登録企業は、準大手、大手の企業ですから、我々の組合の多くが、先ほどの電子化10%に含まれ正確な情報を船会社に渡す、あるいはフォワーダーに渡すということができると思っています。

現状、それができるにもかかわらず、72時間前のカットを一律ルール化されているのが納得できないということで今回問題にしています。その一方でなぜできない企業がいるかということ、もともとこの分野というのは紙ベースで処理されてきた商習慣がございます。特に船積みの処理ですと、例えばCYに貨物を搬入するときの搬入票一つとっても、紙でしか受け付けない港があります。東京港もその一つです。横浜港は今、テストを行っていますけれども、多くの港が紙での取り扱いです。船会社やコンテナヤードが紙しか扱わないと言えば、それに従うしかありません。そうすると、一連の処理を紙の処理と電子化での処理と双方対応するのは荷主にとっても結構大変なので、それだったらもう紙ベースでいいではないか、あるいはエクセル添付のメール処理でいいではないかと思うのです。

では、これをどう改善するかといったら、ある意味、電子化を徹底するか、あるいは電子化で受けられる企業は受けて、すぐに電子化が受けられない企業は従来どおりで行うという、選択制にするか。とりあえずその2つしかないと思っています。すぐに対応は難しいかもしれませんが、電子化での送付ができる荷主の貨物情報は、そのままアメリカ税関にマニフェスト情報等を送ってくればいいと。もし正確な情報でないというのであれば、不積みでそのヤードに置いておいてもいいぐらいのことをやらないと、この問題はなかなか前に進まないのかなというのが1点。

もう一点は、日本機械輸出組合で提案しました情報と貨物の分離のところ、先ほどコンテナのシールですとかコンテナの番号が事前に通知されないと言われてましたが、では、何で他国はそれができているのか、なぜ他国ができて我が国ができていないのか。それができない理由は何なのか。単なる制度的な理由なのか、オペレーション的な理由なのか、商習慣的な理由なのか、その辺を詰めていかないと、これは多分一向に改善されないと思っています。最後に私が全体最適に向けたグランドデザインが必要だと申したのは、そういうのを一つずつ突き詰めていかないと、部分的なところだけを見ているとそこで終わってしまうという危惧がございます。

今まで国土交通省さんや経済産業省さんがいろいろな施策をやっていただいています、それがうまく機能しているかという点と必ずしも機能していない。それは、断片的にそれが機能したとしても、サプライチェーン全体で見ると、その情報が貿易プロセスの途中で遮断されてしまうからで、例えば途中まで電子的に進められていた手順がここからの処理は紙ですよとなったときに、結局その機能は無駄になってしまう。だから、もっと全体最適なグランドデザイン、絵姿をまずはつくらなければいけないと思っています。まさにこのタイミングでやらないと、国際競争力ですとか生産性向上には結びつかないのかなというのが、私の個人的見解も含めて日本機械輸出組合としての意見でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。
経産省。

○小瀬経済産業省大臣官房審議官 貿易手続のさらなる円滑化を考えた場合、ITの活用ということですが、実際、私どもが思っているイメージとしては、大きな荷主はみずからのシステムにかなり投資をしてみずからシステム化されていると思っています。やはりボトルネックになっているのは、多くの中小企業を初めとして、なかなかIT化されていない部分だと思っています。ここについてできるだけそういうIT化を取り入れる、裾野を広げていこうということで、情報プラットフォームみたいなものを、課題の抽出も含めて、今後、関係省庁あるいは関係機関と協力しながら検討していきたいと考えております。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 国土交通省さんのほうが、まさに渋滞緩和という観点で自動化、遠隔操作化、電子化というのを打ち出されていらっしゃるし、国土交通省さんの資料の2ページにも、ヤード内荷役の滞留とかゲート処理の滞留の問題が書いてあります。

今、日機輸さんから全体最適という話がありましたけれども、まさにこうい

う自動化とか電子化をするというときに、サプライチェーン全体についての電子化も含めて、全体最適になるような仕組みをつくっていくことも考えられると思うのです。港湾局さんのほうの取り組みの中で、まさにそこまで含めた、あるいは経産省との連携とか、関税局のNACCSとかを含めた、全体としてどうやって自動化、電子化していくのか、その取り組みというのは、今、何かやられていることはありますでしょうか。

○菊地国土交通省港湾局長 この2ページにお示したものは、主として我々のほうで、今、取り組んでいるものではあるのですが、もともと貿易手続の一部分を港湾の部分で担っているという問題意識を持っておりますので、その意味では、これまでも実は関税局さんのNACCSと港湾のさまざまな手続、港湾EDIというのを統合して一つのシステムにさせていただいているといった経緯もございます。

したがって、我々がこれから取り組んでいきたいと思っております、この生産性向上にかかわる、例えばAIを活用したターミナルの構築についても、関税局さんを初め、さまざまな関係省庁あるいは関係業界の皆さんとよく相談しながら、全体として効率化できるような仕組みをつくっていきたい。

具体的には、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、ETCとのやりとりなども、生産拠点、あるいはデポからのコンテナを積んだ車両の情報が事前にとれることになれば、ヤードでの準備、コンテナを引き出す車両が何時に来るといったことも具体的にわかってきます。そうすると、ターミナルゲートでの渋滞は大幅に緩和できると考えていますから、こうしたものを含めてしっかり連携しながら進めていきたいと考えています。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

IT室の神成先生、今のお話で、関係省庁はいろいろやっていることがあるという中で、全体を最適にするという観点で、御専門の立場からコメントとかもしあれば。

○神成内閣官房IT室副政府CIO めちゃくちゃ無茶ぶりをされている気がするのです。

今、幾つか見ているのですけれども、今、港湾局さんがおっしゃったように、もう少し細かくデータを見なければいけないと思っておりますが、私も何回か港湾に行かせていただいて、できることがかなりあるのではないかと考えております。

ただ、過去のデータがそれほど蓄積されていないというのが大きな問題で、

恐らく、ディープラーニング等を使って最適化していくというのは、徐々に体制をつくっていかないと、やろうと思ったら過去のデータはほとんど。例えばコンテナが実際にどこに置かれたかというのは、そのときには残っているのですけれども、過去のデータはないのです。そういったものがないと、実際には最適化の判断は難しい。

恐らく2つやらなければいけない。短期的に情報をきちんと流通して、きちんと手続を簡素化して、先ほどおっしゃったようなエラー処理などもデータのふぐあいとかエクセル処理もできることはかなりある。細かく議論すれば、短期的に手続の簡素化をいかにしているかという話と、さらに、コンテナそのものの高度化をするためにやるという話は、多分、短期と中長期に分けてやる必要がある。ただ、中長期といっても、それほど長くやっては意味がないので、やはり数年後を目途にやらなければいけないと思うのですが、2つを分ける。短期でもできることはかなりあると思います。

済みません。私もまだ勉強不足なところがあります。幾つか関連省庁の話も伺い始めていますので、どこがボトルネックかをもう一回見ながら、まず短期的にできることと中長期を分けて、その上で次回ぐらいまでにもう少し詳しくお話ができるように、港湾局さんなどと議論して進めたいと思います。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。栄森さん、何かコメントはございますか。特段よろしいですか。

○栄森国際フレイトフォワードーズ協会渉外部長 先ほどお話ししたとおりです。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 あとはよろしゅうございますか。

では、会長から最後に。

○小林会長 本日は貿易手続等に係る官民協議会につき、今までの議論の御報告、御意見をいただきまして感謝申し上げます。

輸出入貨物の港湾での滞留時間をいかに短くするかということは、我が国の輸出力、ひいては産業界の生産性向上と経済成長力に直結する重要な取り組みだと思います。既に御指摘がございましたように、港湾の物流には官民の多くの関係者がかかわっているため、全体像を把握した上で、何をなすべきか道筋をつけた上での議論を進めることが重要だと思います。諸外国の取り組みも参考としつつ、何を改善すべきか、そのために何を必要とする必要があるか、今後も関

係者が一丸となって検討を進めていただきたいと思います。

また、ここ数年、ビッグデータ、IoT、AIといった技術革新には目覚ましい進捗が見られますが、貿易業務に従事される皆様の働き方改革にも貢献すべく、最先端技術を活用した解決方法につきまして積極的に御検討いただきたいと思います。

引き続き、貿易手続等の全体最適化に向けまして、商習慣の改善も含め、官民で連携して検討を進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、前半の第一部を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、裁判手続のIT化検討会の報告に進みたいと思いますので、関係者の方々の入退室をよろしくお願いいたします。

(第一部関係者退室)

(第二部関係者入室)

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 それでは、第二部に移りたいと思います。第二部は「裁判手続等のIT化」でございます。

まず、事務局から裁判手続等のIT化検討会の議論の中身の報告、その後、山本座長からコメントをいただきます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 お手元の資料5をごらんください。「裁判手続等のIT化について」という資料でございます。

1ページ目をごらんください。こちらはOECD35カ国中23位というところが契約執行、裁判手続執行の部分でございまして、なぜそのような成績になっているかは、右側、事件管理、裁判の自動化の点数が非常に低いというところが背景にございます。

さらに1ページおめくりください。こういうことを受けまして、裁判手続のIT化を利用者目線で検討する検討会を発足させております。

3ページ目をごらんください。主な諸外国はIT化が進んでいる状況でございます。

片や日本はといいますと、4ページ目でございます。テレビ会議システム、電話会議システムは1990年代に導入されてございますけれども、その後の民事訴訟の手続の一部におけるオンライン申し立てにつきましては、2004年に法律

改正をして試行実施を札幌地裁で行ったところ、そこが進まず、今、その運用も停止しているという状態でございます。そういう中で、督促手続オンラインシステムだけは導入をされているという状況でございます。

5 ページ目をごらんください。では、どのようなところが具体的なイメージになるかということ整理させていただいております。まず1つ目、民事訴訟手続につきましては、訴状、答弁書といったものを電子的に提出する。24時間365日提出可能にするというところ。次に、提出された書面とか、そういうのを電子的に閲覧できたり、判決の結果を電子的に共有できたり、そういうようなところがございます。さらに、口頭弁論、テレビ会議システムをさらに活用して、e法廷、バーチャルな法廷をどう進めていくかというところがございます。民事訴訟以外につきましても、倒産ですとか執行（競売）といったところもIT化に関係する部分かと思っております。

6 ページ目をごらんください。検討会での検討項目・論点のイメージというところで、まず、ニーズ・課題がどういったところにあるか。外国の動向がどうか。さらにどういったものをIT化していくのか。さらに、本人訴訟に対してどのように考えていくのか。さらに、情報セキュリティーのあり方というところが関係ございます。

7 ページ目をごらんください。検討会の中で御指摘いただいているところでございます。ニーズというところでは、書面の提出によってコストがかかるということ、遠隔地の裁判での日当・出張旅費の問題、あと、ペーパーの保管の問題、こういったところが挙げられてございます。

8 ページ目をごらんください。IT化の内容・範囲のところでございますが、紙と電子が入りまじったところ、記録全体の電子化、当事者が来なくてもできるようなものというところがございます。

飛んでいただきまして、11ページ目をごらんください。法廷の電子化のところ、遠隔地からの裁判への参加というところにニーズがございます。

続きまして、12ページ目をごらんください。何を念頭に置くのかです。やはり基本となる一般民事訴訟での導入を正面から目指すべきではないか、裁判に勝ってそれで終わりではなくて、執行にシームレスに進めていただきたいとか、スピードというところが論点として挙げられてございます。

13ページ目をごらんください。記録全体を電子化すべき、紙との混在は避けるべきといった御意見もいただいております。

14ページ目をごらんください。本人訴訟の論点でございます。我が国で多いとされます本人訴訟について、ITリテラシーの低い利用者の裁判を受ける権利をどのように保障するかというのが重要な論点として御議論されるところでございます。

15ページ目をごらんください。情報セキュリティの論点です。情報の漏えい、データの消失といった問題への対処方法を検討する必要があるが、心配し過ぎてはいけない、利便性向上の道を閉ざすわけにはいかないといった御意見もいただいております。

16ページ目から18ページ目は諸外国の対応状況を整理させていただいたものでございます。

19ページ目をごらんください。論点と整理というところで、紙と電子の混在ですとか、3ポツのところ、訴訟を受けたほうについてどのように伝えていくか、送達のやり方ですとか記録をどう考えていくか。記録管理のところをどう考えるか。本人訴訟。紙との併存かサポート体制を充実させていくか。こういったところが論点で御議論いただいているところでございます。

私からは以上です。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

次に、裁判手続等のIT化検討会の座長をお願いしております一橋大学の山本教授、お願いいたします。

○山本一橋大学教授（裁判手続等のIT化検討会座長） 座長を務めております一橋大学の山本と申します。日ごろは、大学で民事訴訟法を中心とした民事手続法の研究・教育に携わっております。

今、事務局からも説明がありましたように、これまでの2回の検討会では、消費者、企業、弁護士等、裁判手続のユーザー側からの意見聴取、それから諸外国の裁判のIT化の状況について有識者から発表いただいて、各委員からも活発に御意見を頂戴しております。また、オブザーバーとして、最高裁判所にも参加いただいて、第1回会議ではプレゼンテーションを行っていただくなど積極的に御協力をいただいているところであります。次回以降は、具体的な検討項目の整理、そして、それについての個別的な議論に進んでいく予定であります。

基本的な考え方として、私の認識としましては、現在の民事訴訟というのは紙と対面を前提とした19世紀型の手続であることは否めないところで、その紙を電子データに置きかえるという小手先のIT化ではなくて、ITの全面的な利用を前提にして、民事訴訟そのもののあり方をこの際21世紀型に大きく変えていく、利用者の利便に即した手続をつくっていくことを目指したいと思っております。

他方で、このIT化に向けては、もちろん検討すべき理論的、実務的な論点が多々あるところでありますので、本検討会におきましては、大きな方向性、基

本的な方向性を打ち出して、その後の議論につなげていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

続きまして、民事訴訟のIT化につきまして、この検討会の委員を務めていただいておりますアンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナーでいらっしゃいます日下部様、お願いいたします。

○日下部アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー ただいま御紹介いただきました弁護士の日下部と申します。私は民事訴訟の実務に当事者の代理人として携わる者として、訴訟手続のIT化に期待するところを申し述べたいと思います。

私自身は、当事者や代理人による訴訟活動における労力を紛争解決に実質的に必要な活動に集中できるようにすることで、紛争解決を効率的に実現し、要するコストが低減することに特に期待をしている次第でございます。

そこで、現在の民事訴訟において非効率であると思われる場面について3つの観点から御紹介をしたいと思います。

1点目は、紙ベースの弊害が顕著であるという点です。準備書面や書証といった書類を裁判所や相手方に提出する際に、さすがに郵送は必要なくなっておりますが、いまだにファックスが必要になっております。なお、ファックスで送れば手続上は済むわけですが、きれいなハードコピーを別途用意して、期日において裁判所や相手方に提出する文化も残っております。これは、訴訟をファックスで送った場合には、送り先において判別が困難になるケースもあるということも理由かと思えます。

しかし、準備書面の作成はPCで電子的に行っていることが通常です。また、書証につきましても、写ししか残っていない場合にはPDFファイルで管理することが十分に可能であります。裁判所や相手方にもそうした電子ファイルの提出で済めば無駄は一掃されると思えます。

また、準備書面や書証が大量に提出される案件では、紙ベースのファイルはかなりの分量になります。事務所内でのファイルの作成や管理は、時間、場所、作業の負担となっております。期日の出席においては、そうしたファイルを大きなキャリーケースに入れて実際に裁判所に運んでおります。中には、独自に書類を電子化して、ノートPCのみを持参するという弁護士もおりますけれども、PDF化や電子ファイルの管理が面倒であることは否めません。ましてや、依頼者におきましては、そもそもファイル管理に追いついていないことが非常に多い

かと思われます。提出書類の管理が裁判所のシステムで電子化されれば、それを期日においてPCやタブレット端末で閲覧すれば足りるようになり、誰にとっても負担は大きく軽減されると思います。

また、現在は、民事訴訟記録は誰でも閲覧できますが、利害関係者しか謄写できない扱いとなっております。訴訟記録は紙ベースのものが原本でありますので、閲覧のためには訴訟記録が保管されている裁判所に足を運ぶ必要があり、謄写が認められない場合には、記録内容を別途メモしなければなりません。そのため、関連事件の記録の調査は多大なコストを要しております。裁判情報が電子的に公開されれば、そうしたコストを大幅に削減できるかと思われます。

2つ目の観点は、手続情報が不透明であるという点です。先ほどの提出書類の管理も含めてではありませんけれども、各当事者がそれぞれどのような訴訟活動をしてきたか、これから何をすることになっているのかといった手続情報が共通のシステムで関係者に共有されておられません。それゆえに、手続の進行状況については代理人が依頼者に随時報告する必要がございます。しかし、中には、手続の進行状況を適切に依頼者に報告しない代理人もおりますし、それにかまけてか、所定の期限までに指示された書面を提出しない代理人も珍しくはありません。誰でも進行状況を電子的に確認できるようになれば、事後的な報告を省略し、その遺漏の弊害も避けることができるかと思われます。

最後の3番目の観点ですが、直接面会を偏重しているのではないかというものです。裁判所での期日には物理的に出頭しなければならないことが原則となっております。5分や10分で終わるような期日でも、片道何十分も、場合によっては何時間もかけて出頭しております。遠隔地の場合には、弁論準備手続期日であれば、一方当事者は電話会議方式で参加できますが、弁論の期日はそのようにはなっておりません。代理人のほか、当事者やその担当者が同行する場合には無駄な時間は何倍にもなると思われます。直接面会以外のコミュニケーションのあり方をより幅広く受け入れて、期日への出席が広く電話会議やテレビ会議で済ませられれば、かなりの無駄を省くことができるかと思われます。

以上、私が代理人として活動している中で不便に感じていること、IT化に期待していることを申し述べました。

以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

続きまして、田辺総合法律事務所のパートナーでいらっしゃいます福田様、よろしくお願ひいたします。

○福田田辺総合法律事務所パートナー 弁護士の福田と申します。私は、昨年、

裁判官を定年退官いたしました。それまでは、主として民事裁判を担当してまいりました。そこで、民事裁判を担当してきた裁判官としての経験に基づいて、裁判手続のIT化について個人的に考えていることを申し上げたいと思います。

現在の民事訴訟は、平成10年に施行されました現行民事訴訟法に基づいて行われていますが、この法律では、当時における最新の科学技術を導入した4つの新しい手続を設けています。

まず1つ目は、それまでは裁判所に持参するか郵送しなければならなかった書面をファクシミリ送信で提出できることにしたことです。

2つ目は、それまでは双方当事者が裁判所に出頭しなければならなかった争点整理のための期日が、遠方の当事者などは電話会議システムを使って電話で審理に参加することができるようになったことです。

3つ目は、それまで証人は必ず裁判所の裁判の行われている法廷に出頭して証言しなければならなかったのですが、遠方の証人はテレビ会議システムを使って住居の近くの裁判所に設置されているテレビカメラを通して証言することができるようになったことです。

4つ目は、債権者の申し立てによって債務者に金銭の支払い等を命じる支払督促手続にコンピュータシステムを利用することができるようになったことです。

私は、法制審議会における現行民事訴訟法の立法作業に最高裁からの幹事として参加していましたが、民事訴訟へのこれらの4つの科学技術の導入は裁判所のほうからお願いをしたものでした。新しい技術の導入は、手続の利用者の利便性の向上、費用負担の軽減、手続のスピードアップに寄与するもので、民事訴訟を国民に利用しやすく、わかりやすいものにするという現行民事訴訟法の立法目的にかなうと考えたからであります。そして、施行後20年を経過した現在、これらの手続は期待どおりの効果を発揮し、これらの手続なしに民事訴訟は考えられない状況になっています。

平成16年の法改正で、先ほどお話ししたインターネットを利用した支払督促手続では、インターネットで申し立てられた事件の記録は紙ではなく電磁記録とすることとされました。しかし、それ以外の手続につきましては、インターネットで申し立てることができることにはなりませんが、も事件記録は紙のままとすることとされていて、インターネットによる申し立ては利用されていないようです。訴訟記録を電磁化することについては、セキュリティーの問題のほか、本人訴訟などで書面による申し立てがあった場合の取り扱いの問題があります。現在の日本の民事訴訟では双方弁護士訴訟は半分以下で、半分以上、片方は本人が訴訟をしています。ですから、このIT化も当然本人が訴訟する

ということを考えながらやらなければいけないという問題を抱えています。しかし、いつまでもファクシミリ送信だけで賄うことはできないでしょうし、電話会議についても、顔の見えない電話だけでなく Skype などを使ったテレビ電話も利用できるようにすべき時期が来ているのではないかと考えています。

日本の民事訴訟法は、もともと明治時代にドイツの民事訴訟法にならって立法されたものですが、現行民事訴訟法が施行されたころは、民事訴訟手続への科学技術の導入という点では日本がドイツよりも先行していました。恐らく、ドイツというよりも、世界の中でも最先端の科学技術の導入であったのではないかと考えています。しかし、先日、IT化検討会で伺ったところによりますと、ドイツでは民事訴訟手続のIT化が進み、テレビ会議で口頭弁論ができるようになっていたとのことでした。わざわざ裁判所に出てこなくても、テレビ会議を使って弁論ができるという立法もされているようでありますし、近い将来、訴訟記録を全て紙から電子記録に変えるという立法もされているということでありました。

また、日本と似たような民事訴訟法を有する韓国においても、日本よりもIT化が進んでいるということでもあります。

現在、法曹人口が大幅に増加しておりますが、残念ながら、その増加した効果というものが事件数や審理期間に反映しておりません。民事訴訟の事件数は減少傾向にあり、しかも審理期間は長期化する傾向にあります。民事訴訟手続に最新の科学技術が導入されることによって、利用者の利便性の向上、費用負担の軽減、手続のスピードアップが図られ、これまで以上に国民に利用しやすくわかりやすい民事訴訟が実現することを期待しています。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

続きまして、山本座長、お願いいたします。

○山本一橋大学教授（裁判手続等のIT化検討会座長） 日下部委員、福田委員から既に詳細な御意見がありましたので、私からは簡単に3点だけ申し上げたいと思います。

第1に、検討の対象でありますけれども、私は、中心的なものとしては、まず、民事訴訟法本体についてIT化についての検討を進める必要があるだろうと考えています。この検討は、先ほど御紹介がありましたように、企業のビジネス環境を整えるという観点からも、国民の利用・利便を向上させるという観点からも、まず、中核となる民事裁判、民事訴訟の手続について検討を進め、そして、そこでの成果を、倒産手続あるいは民事執行、家事審判、その他の手続にも及ぼしていくという手順が相当ではないかと考えております。

第2に、検討の目標といたしましては、電子への一元化を目標として考えていくべきだろうと思っております。言いかえれば、電子と紙の併用は可及的に避ける方向を目標として考えていく必要があるのではないかと考えております。ただ、この点は、今、福田委員からも御指摘がありましたように、ドイツのように必ず弁護士をつけないといけないという制度に民事訴訟がなっている場合には比較的容易と言ってもいいと思うのですが、日本のように、普通の人が弁護士をつけないで訴訟を起こせるという場合も、紙はだめだとするのは若干ハードルは高いということが言えるのだらうと思っております。ですので、そのハードルをどのように打破していくのかを考えていくべきだろうと考えております。

例えば、いわゆるデジタルデバイドの問題があります。デジタルを十分使えないような一般の年配者の方が訴訟を自分で起こす場合に、それをどういうふうに電子化していくのか。本人の負担で、必ずそういう人には弁護士あるいは司法書士をつけてもらって、そこで電子化していくのか。あるいは、国、裁判所のほうが責任を持って、本人が持ってきた紙を電子化していくのか。その場合にコストをどういうふうに考えていくのか。そういった問題を考えていく必要があるだらうと思っております。いずれにしても、これはお金、予算がかかる問題でありますので、そこについては集中して資金を投下することを国として考えていくべきではないかと考えております。

研究者としての私の印象では、従来の日本では民事裁判というのはしょせん民間の民間同士の問題であるという認識が強くて、国が特に資金面でそこに援助することがおくれたきた、限定されてきた歴史があるのではないかと考えております。ただ、理論的に見れば、裁判制度というのは、民事裁判であっても私人間の紛争を自力で解決するのではなくて、それを禁止して、それにかかわって国が裁判所の利用を強制する。必ず裁判という法の支配に基づいてそれを解決していくことを国が課しているということがございますので、時代に適合した実効的な民事裁判、司法制度を用意することは国の責務であると。そのような観点からこの問題についても考えるべきではないかと考えております。

最後に、第3点といたしまして、その実行のスケジュールの問題であります。この点については、スケジュールリングの重要性はぜひ指摘させていただきたいところであります。

幾つかの問題、幾つかの電子化の試みの中で、今すぐでもやろうと思えばできるという問題もあります。しかし、今すぐやるにはお金が必要だ、予算が必要だという問題もあります。あるいは、現在の法制ではそれはなかなか難しい、法改正が必要であるという問題もあります。それぞれの問題をしっかりと区別して、今すぐできるものは直ちにやる。お金が必要なものは予算をとってすぐ

にでも実施する。それに着手する。法改正が必要なものについては、その法改正の検討は直ちに着手するとしても、そこにさまざまな問題があるということですので、そこは拙速にならずに慎重に検討する必要があるだろう。しかし、慎重にと言っても、それをいつまでも検討するということではなくて、きっちり期限を定めて、いついつまでに検討する、どういう手順で実施をしていくということをしつかりと固めて議論を進めていくことが必要なのではないかと考えております。

私からは以上です。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

以上、検討会の座長及び委員の方々から御意見をいただきました。

次に、法務省からお願いいたします。

○小出法務省大臣官房司法法制部長 法務省大臣官房司法法制部長の小出でございます。

司法制度を所管する法務省といたしましても、迅速かつ効率的な裁判の実現を図り、民事裁判を国民にとってより一層利用しやすいものとするは大変重要であると考えております。この点につきましては、一連の司法制度改革におきましても、現在の情報通信技術の発展は目覚ましく、手続の効率化・迅速化及び利用者に対するサービスの増大という見地から、訴訟手続等における情報通信技術の積極的利用を一層推進する必要があると指摘されるなどしてきたところでございます。

翻って、我が国の現状を鑑みますと、民事訴訟手続全体における利用者から見たIT化につきましては、まだまだ不十分ではないかという厳しい御指摘をいただいているところでございます。私どもといたしましては、今回、近年の情報通信技術のさらなる発展を踏まえつつ、民事裁判手続の効率化・迅速化や利用者に対するサービス向上といった観点から、再度、この民事裁判手続のIT化という課題に取り組む貴重な機会を与えていただいたものと認識しております。

このような次第でございまして、法務省も、この裁判手続等のIT化検討会にこれまで関係省庁として出席しまして、充実した議論がなされるように最大限の協力をしてきたところでございます。未来投資戦略2017におきましては、裁判手続等のIT化について、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ一面を含む総合的な観点から、利用者目線で検討することとされております。このように、裁判手続等のIT化は多角的な面からの検討が必要な課題であると認識しております。

利用者目線という観点から申しますと、この裁判手続のIT化検討会の委員に

は、本日もお越しいただいております民事訴訟法の研究者の方、弁護士の方、民事裁判の専門家の方々のみならず、企業や消費者団体の関係者、IT研究者といった幅広い有識者の方々が含まれております。その意味では、まさに民事裁判手続の利用者目線で裁判手続等のIT化のニーズに関する御意見を丁寧に酌み取る体制をとっていただいているものと考えております。

また、情報セキュリティに関する点につきましても、専門的な知見を有しておられる方々が委員に加わっておられますので、その点につきましても最先端の通信技術を踏まえた御議論をいただけるものと考えております。

他方で、先ほどの未来投資戦略に掲げられております裁判における手続保障という観点につきましては、民事訴訟に関する理論的・実務的な観点からの詳細な検討が不可欠でございます。そして、そのような点についての検討は、この裁判手続等のIT化検討会における検討結果も踏まえつつ、司法制度を担う法務省におきまして、裁判実務をつかさどる最高裁判所等と連携しながら行っていきたいと考えているところでございます。

したがいまして、先ほど山本座長からもお話しございましたけれども、この検討会では、民事裁判手続のIT化に向けました大きな方向性、明確なビジョンを打ち出していただき、その方向性やビジョンを踏まえた上で、法務省において、先ほど申し上げたような実務的・理論的な検討を丁寧にかつスピード感をもって進めていきたいと考えております。

この検討会では、本年度末までの取りまとめを目指して議論が進められております。まずは、この取りまとめに向けまして、法務省も引き続き再生事務局とともに最大限努力していきたいと思っております。

法務省からは以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

それでは、ここから自由討議に移りたいと思いますので、御自由に御質問、コメントをいただければと思います。

小林会長、お願いします。

○小林会長 ことし、ある会社が期中ぎりぎりに米国チャプター11の適用申請をしなければならぬという状況下、現地では手続が電子化されているので、夜中の2時にアクセプトされた。そういう24時間サービスのものが今後ますます必要ではなかろうかと思うのですが、日本は相変わらず9時から5時でやっている。IT化すれば日本も問題なく24時間化できると思うのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○福田田辺総合法律事務所パートナー IT化については、申立てをどこからでも24時間受け付けるということは十分可能になるだろうと思います。翌日からすぐ手続が始まるかどうかは、それだけの体制が整っているかどうかの問題だと思います。

○小林会長 なぜ日本は、手続が9時にしか始まらないのでしょうか。

○福田田辺総合法律事務所パートナー IT化の関連でお話しますと、現在でも、ファクシミリで24時間書面を受け付けることはできますが、ファクシミリで送信できるのは、訴訟を始めるとか終わるとかというような重大な法律効果を生じないようなものに限られていて、ファクシミリでできることには限定があるというのが現状です。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 今の点は、法務省さんは何かコメントがございますか。

○小出法務省大臣官房司法法制部長 今、御指摘いただいたように、緊急を要するような事件の申し立てにつきましては、裁判所も夜間の受け付けというのがございますので、書面で持ってきていただいても受けることは可能ではありますが、24時間365日、常に電子媒体で受け付けるとすることが可能かどうか、あるいはそれに伴ってクリアすべき課題は何なのかということはこのIT化検討会の一つの大きな論点になっておりますので、そういった点につきましてもしっかり検討を進めていきたいと考えております。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 事務局から法務省さんに1つ御質問です。

事務局から配付いたしました資料5の4ページをごらんいただきますと、真ん中に民事訴訟法の改正。これは2004年だと思いますけれども、民訴法の132条の10を改正して、ここで、申し立てとかはオンラインでできるようにするとなっている。ただし、これは、たしか最高裁の規則にのっとってとなっているので、最高裁の規則ができなくてはいけないのですけれども、この最高裁規則がまだできていないというのが現状だと思います。

もちろん、最高裁がつくらなければいけないのですけれども、まさに民訴法でこの改正をつかさどっていただいた法務省さんとしてごらんになっていて、実際に申し立てとかオンライン化していく、それができるように最高裁の規則もつくっていただくということについて、何か難しい点とか、障害があったり

するのか。ニーズとしては、今、検討会の委員の先生方から書類との混在の問題とかたくさん指摘をされておりますし、効率化の点からもありますけれども、要するに、どんな難しさがあって、それを乗り越えるために法務省さんとしてはどんなことをお考えになっているのか、現状をお聞かせいただければと思います。

○小出法務省大臣官房司法法制部長 御質問の点でございますけれども、聞いておるところによりますと、こういった法改正はされたわけでございますが、当時は弁護士等のユーザーからこういうニーズがあるという声は必ずしも高くなかったということで、先ほど福田先生からも御指摘ございましたけれども、ファクシミリによる書面提出というのが定着してきている状況もございまして、こういった民事訴訟規則の制定までは至らなかったということ。

それと、IT化に関しまして、最高裁がかつて札幌地裁で4年間にわたって試行を行ったわけでございますけれども、そこでも利用実績がほとんどなかったということでございます。この法改正自体も全面IT化を前提としているわけではございませんし、また、予算面の問題もあったのかもしれませんが、そういったさまざまな事情がございまして、本格的な規則の制定施行には至らなかったと聞いております。それはあくまで当時の事情でございまして、今のIT化の技術の進展とニーズの有無というのは当然また別の考え方があり得るかと思えますので、また検討を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 山本教授、お願いします。

○山本一橋大学教授（裁判手続等のIT化検討会座長） 私は当時、法制審議会の幹事として参加していたのですが、私の印象でも、このときの改正は、どちらかといえば、督促手続のオンライン化が中心で、この132条の10というのは確かにつくられたのですけれども、対象もやや中途半端なものですし、そもそも訴状の提出というところまでは至っていないというところですよ。

また、その中身もかなり中途半端なもので、結局、それを規則化しようとしても、先ほど御紹介があったように、実際に少しやってみただけでも、ほとんど利用がなかったということで、スタートラインとしてちょっと中途半端なものにとどまってしまったという印象は否めないところです。今回は同じことを繰り返さないように、先ほど私も申し上げたように、かなり抜本的なことを考えていくことが必要だろうというのが私の印象でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

そろそろ時間も来ておりますけれども、あと、何かございますでしょうか。よろしいですか。

では、会長、最後をお願いします。

○小林会長 裁判手続等のIT化の検討会につき、今までの議論の御報告、御意見をいただきまして、まず感謝申し上げます。また、三権分立というこの領域特有の難しさ乗り越えて、行政と司法が歩み寄りながら検討を進めていることに敬意を表したいと思えます。

この検討会は、紛争解決のインフラとしての裁判をIT化して利便性を高め、企業のみならず国民に対しても、時代に合ったよりよい司法サービスを提供するものとして理解しておりますが、世界的にITの活用が進み、日々これが進歩している世の中では、我が国の裁判のIT化は時代の要請であり、当然に取り組むべき課題だと思われます。裁判手続等をIT化するという事は、行く行くは、先ほど山本先生が御指摘されたように、21世紀型の司法全体の見直しにもつながっていく議論だと考えます。今のところ検討会自体はまだまだ駆け出したばかりという状況かもしれませんが、技術革新の速度は目覚ましいものがありますので、関係者はそれに負けないようスピード感を持って、当然、時間軸も含めて検討を進めていただければと思えます。

加えて、IT化に際しましては、利用者目線を第一に、やるからにはぜひ世界最先端のIT化を実現できるよう検討していただきたいと思えます。

きょうはどうもありがとうございました。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。この手続のIT化につきましては、未来投資戦略2017でも今年度末までに取りまとめることになっておりますので、引き続き検討会で議論を進めていただきまして、また時期が来ましたら推進会合で議論をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

この後、本日の会議の中身につきまして事務局からプレスにブリーフィングさせていただきます。後日、発言者の確認を経た上で議事要旨を公開したいと思えますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。